

令和5年第3回会津若松市
農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和5年3月22日 午後1時30分～
 2 場所 会津若松市役所河東支所2階大会議室
 3 委員 農業委員 19名
 農地利用最適化推進委員 18名
 4 出席した農業委員 19名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 涉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典	15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

5 欠席した農業委員 名

欠席した農地利用最適化推進委員 名

--	--	--	--	--	--

6 出席した事務局職員

事務局長	小島 善樹	事務局次長	余田 郷太	主幹	鈴木 公彦
主任主査	慶徳幸一郎	主任主査	入江俊一郎		

農政課

--	--	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和5年第3回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。</p> <p>また、本日は議事に関する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>本日の出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員12番・渡邊直也委員、農業委員13番・吉田武幸 委員、以上 2名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>始めに、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>(※関係する議案により退席) 農地利用最適化推進委員 二瓶 正貴 委員 退席</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員14番) 弓田秀一 委員</p>	<p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>高野地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第9号の1番について、農業委員14番 弓田秀一より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、農家から認定農業者に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。調査月日は、3月19日午後5時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長</p> <p>(農業委員4番) 渡部一夫 委員</p>	<p>湊地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第9号の2番について、農業委員4番 渡部一夫より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。調査月日は、3月16日午前10時30分より、地区担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員12番) 鈴木純一 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より3番から4番について説明願います。</p> <p>議案第9号の3番から4番について、推進委員12番 鈴木純一より、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。</p>

<p>会 長 (推進委員 15 番) 高橋一美 委員</p>	<p>これらの案件につきましては、農地所有者の死去に伴い、相続を放棄された相続財産について、これを管理する弁護士から認定農業者等に対して農地の所有権を移転しようとするものです。 なお、この件に関しては令和 5 年 2 月 21 日午後 3 時より、北会津支所において関係者出席のもと、あっせん会議を開催し双方合意に至っていることを確認しております。 調査月日は、3 月 14 日午後 2 時より、地区担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p> <p>川南地区担当委員より 5 番から 6 番について説明願います。</p> <p>議案第 9 号の 5 番から 6 番について、推進委員 15 番 高橋一美より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては、親族間における農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、3 月 14 日午後 3 時より、地区担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (推進委員 10 番) 武田久美子 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より 7 番から 10 番について説明願います。</p> <p>議案第 9 号の 7 番から 10 番について、推進委員 10 番 武田久美子より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 7 番から 8 番の案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするもので、9 番と 10 番の案件につきましては、交換による農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、3 月 20 日午前 9 時より、地区担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 9 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>農地利用最適化推進委員 二瓶 正貴 委員 着席</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題といたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 湊地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 4 番) 渡部一夫 委員</p>	<p>農業委員 4 番 渡部一夫より、議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての 1 番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、農業用倉庫を整備するものであります。 農地区分については、第 3 種農地に該当し、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、3 月 16 日午前 11 時 40 分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、弓田 部会委員の 3 名の他、地区委員 4 名、事務局 1 名の計 8 名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認めら</p>

<p>会 長</p>	<p>れました。</p> <p>八田地区担当委員より2番について説明願います。</p>
<p>(推進委員6番) 菅井洋一 委員</p>	<p>推進委員6番 菅井洋一より、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請についての2番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第4条第1項の規定に基づき、通路等を整備するものであります。 農地区分については第2種農地のうち「その他の農地」に分類され、「既存施設拡張事業」に該当し、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、3月16日午前11時10分から、農地部会より吉田 部会長、大竹 副部会長、弓田 部会委員の3名の他、地区委員2名、事務局1名の計6名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員1番) 二瓶正貴 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より3番について説明願います。</p> <p>推進委員1番 二瓶正貴より、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請についての3番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第4条第1項の規定に基づき、平成26年4月14日付で営農型発電事業により3年間の一時転用許可を受け、その後も3年毎に更新許可を受けておりましたが、この度、許可期限を迎えるところから、再度の更新申請を行うものです。 事業内容等に特に変更はなく、一時転用期間中の営農状況からも特段異議の無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>農地部会長 吉田武幸 委員</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p> <p>地区担当委員の報告のとおり3月16日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第10号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 八田地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(推進委員6番) 菅井洋一 委員</p>	<p>推進委員6番 菅井洋一より、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、分家住宅を建設するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については第2種農地のうち「その他の農地」に分類され、集落接続事業に該当し、申請地周辺の他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、3月16日午前11時25分から、農地部会より吉田 部会長、大竹 副部会長、弓田 部会委員の3名の他、地区委員2名、事務局1名の計6名で実施したものであります。 本件については、農振法は手続き不要、都市計画法は許可済、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認</p>

<p>会 長</p>	<p>められました。</p> <p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
<p>農地部会長 吉田武幸 委員</p>	<p>地区担当委員の報告のとおり3月16日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第11号 は原案のとおり決せられました。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、議案第12号 農用地利用集積計画の作成について の審議に移る訳ですが、私に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律 第31条の規定に基づき退席の許可を願います。 以降の進行は、渡部会長職務代理者をお願いします。</p> <p>永井会長 退席</p> <p>(※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席) 農業委員 小檜山 祐一 委員 退席</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>議長を交代いたしました。それでは、利用権設定についてお願いします。 各地区担当委員の調査報告を求めます。 南四合・町北地区担当委員より1番から8番について説明願います。</p>
<p>(農業委員8番) 佐野和枝 委員</p>	<p>農業委員8番 佐野和枝より、議案第12号 利用権設定の1番から8番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 1番から4番、及び8番については農家間における利用権設定で、5番から7番については新規就農者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3月14日午前9時から地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>神指地区担当委員より9番～16番について説明願います。</p>
<p>(推進委員5番) 佐藤直意 委員</p>	<p>推進委員5番 佐藤直意より、議案第12号 利用権設定の9番～16番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 9番から11番、及び13番は、認定農業者に対する利用権設定であり、この他、12番は農家間における利用権設定、14番から16番は農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3月16日午前9時30分から地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>門田地区担当委員より17番～20番について説明願います。</p>
<p>(推進委員2番) 島影盛継 委員</p>	<p>推進委員2番 島影盛継より、議案第12号 利用権設定の17番～20番について、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 17番と18番、並びに20番については、農家間における利用権設定で、19番については認定就農者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3月14日午後6時から地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>

<p>会長職務代理者 (農業委員4番) 渡部一夫 委員</p>	<p>湊地区担当委員より21番～22番について説明願います。</p> <p>農業委員4番 渡部一夫より、議案第12号 利用権設定の21番～22番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3月16日午前10時から地区担当委員4名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者 (推進委員12番) 鈴木純一 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より23番～46番について説明願います。</p> <p>推進委員12番 鈴木純一より、議案第12号 利用権設定の23番～46番について、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 23番から41番、45番から46番につきましては農業法人に対する利用権設定、42番から43番につきましては農業後継者に対する利用権設定、44番につきましては農家間における利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3月14日午後3時から地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者 (農業委員6番) 星富士雄 委員</p>	<p>川南地区担当委員より47番～60番について説明願います。</p> <p>農業委員6番 星富士雄より、議案第12号 利用権設定の47番～60番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 47番、54番から58番につきましては農業法人に対する利用権設定で、48番から53番につきましては認定農業者に対する利用権設定、59番から60番につきましては認定就農者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3月14日午後2時から地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者 (推進委員14番) 星 俊典 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より61番～68番について説明願います。</p> <p>推進委員14番 星俊典より、議案第12号 利用権設定の61番～68番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 61番から62番、64番から66番につきましては認定農業者に対する利用権設定で、63番につきましては農業法人に対する利用権設定です。 67番から68番につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3月14日午後2時から地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者 (農業委員5番) 折笠康裕 委員</p>	<p>八田地区担当委員より69番について説明願います。</p> <p>農業委員5番 折笠康裕より、議案第12号 利用権設定の69番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3月16日午前8時30分から地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者 (農業委員11番) 吉田和明 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より70番～73番について説明願います。</p> <p>農業委員11番 吉田和明より、議案第12号 利用権設定の70番～73番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件については、認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3月20日午前9時から地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>堂島地区担当委員より74番～84番について説明願います。</p>

(農業委員 12 番) 渡邊直也 委員	<p>農業委員 12 番 渡邊直也より、議案第 12 号 利用権設定の 74 番～84 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>74 番から 81 番の案件については、認定農業者に対する利用権設定で、82 番から 84 番については、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 18 日午後 3 時から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
会長職務代理者	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p>
	<p>(なし の声あり)</p>
会長職務代理者	<p>それではお諮りします。議案第 12 号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし の声あり)</p>
会長職務代理者	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 12 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>ここで議長を交代いたします。</p>
	<p>永井会長 着席</p>
	<p>農業委員 小檜山 祐一 委員 着席</p>
会 長	<p>次に、議案第 13 号 現況確認証明願について を議題といたします。</p>
会 長	<p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>大戸地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
(推進委員 11 番) 二瓶幸太郎 委員	<p>推進委員 11 番 二瓶幸太郎より、議案第 13 号 現況確認証明願について の 1 番について報告いたします。</p>
	<p>申請の詳細については議案書記載のとおりであります。</p>
	<p>この案件につきまして、農地法施行前に当該地の売買が行われ、その後、現地は昭和元年に倉庫が建築され、以降、宅地化し現在に至っているものであり、地目変更登記を行うための証明申請であります。</p>
	<p>なお、これは合同調査でありまして、3 月 16 日午前 9 時 30 分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、弓田 部会委員の 3 名の他、地区委員 1 名、事務局 1 名の計 5 名で実施したものであり、県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、「農地法施行前に非農地化された土地については、違反転用ではなく非農地として取り扱って差支えない」とのことであり、何ら異議ないものと認められましたので、ご報告いたします。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長 吉田武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり 3 月 16 日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件についてご質問ございませんか。</p>
	<p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第 13 号 現況確認証明願について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第 13 号 は原案のとおり決せられました。</p>
会 長	<p>次に、報告に移ります。</p>
会 長	<p>報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告第 7 号</p>

<p>会 長 事務局</p>	<p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出についての報告をお願いいたします。 事務局より報告願います。</p> <p>報告第6号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から18番について、事務局よりご報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらの案件は、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第7号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の1番から4番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 なお、都市計画法上の意見としまして、1番、2番及び4番には、 ①隣接する土地との境界を明確にすること。 ②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること。 ③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること。 ④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。 との意見が付されているのに加え、4番の事案には ⑤宅地開発面積が1,000㎡を超える場合は、開発許可の手続きを要するため開発管理課と協議すること。 との意見が付されております。 報告は以上です。</p>
<p>会 長 会 長</p>	<p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">(午後2時10分 閉会を宣言する。)</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和5年3月22日

会津若松市農業委員会 会長

12番農業委員

13番農業委員